

事務連絡  
令和2年5月15日

兵庫県博物館協会長様

兵庫県教育委員会事務局  
社会教育課長

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いの周知について（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言が継続されましたが、感染状況等を踏まえ、別添のとおり「兵庫県新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されましたのでお知らせします。

この中で、博物館、美術館、図書館等につきましては、休業要請を行わないこととなりました。

つきましては、貴協会加盟館（園）にご周知くださいますようお願いいたします。また、開館にあたっては、感染防止対策を引き続き徹底してくださいようあわせてご周知ください。

なお、兵庫県立社会教育施設については、県が引き続き自粛要請を行っている観点から、西播磨・但馬・丹波地域の施設を除き、休館・休業を基本としていきます。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL 078-362-9434  
FAX 078-362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事務連絡  
令和2年5月15日

各登録博物館  
各博物館相当施設  
各博物館類似施設 } 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社会教育課

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言が継続されましたが、感染状況等を踏まえ、別添のとおり「兵庫県新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されましたのでお知らせします。

この中で、博物館、美術館、図書館等につきましては、休業要請を行わないこととなりました。これまでのご協力に感謝申し上げます。開館にあたっては、感染防止対策を引き続き徹底してくださるようお願いいたします。

なお、兵庫県立社会教育施設については、県が引き続き自粛要請を行っている観点から、西播磨・但馬・丹波地域の施設を除き、休館・休業を基本としていきます。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL (078) 362-9434

FAX (078) 362-3927

E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事務連絡  
令和2年5月15日

各市町立図書館 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社会教育課

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言が継続されましたが、感染状況等を踏まえ、別添のとおり「兵庫県新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されましたのでお知らせします。

この中で、博物館、美術館、図書館等につきましては、休業要請を行わないこととなりました。これまでのご協力に感謝申し上げます。開館にあたつては、感染防止対策を引き続き徹底してくださるようお願いいたします。

なお、兵庫県立社会教育施設については、県が引き続き自粛要請を行っている観点から、西播磨・但馬・丹波地域の施設を除き、休館・休業を基本としていきます。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事務連絡  
令和2年5月15日

各教育事務所 御中  
各市町教育委員会博物館・図書館主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社会教育課

緊急事態宣言を踏まえた社会教育施設の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各登録博物館、各博物館相当施設、各博物館類似施設及び各市町立図書館あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

# I 5月16日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止のための兵庫県緊急事態措置

---

1 区域 兵庫県内

2 期間 令和2年5月31日(日)まで

※感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、緊急事態措置を見直し

## 3 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

### ○外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

- ・「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、県民に対し、引き続き外出自粛を要請
- ・不要不急の府県域を越えた移動、繁華街の接待を伴う飲食店等の利用の自粛を要請
- ・在宅勤務(テレワーク等)の推進を要請

### ○催物の開催自粛の要請(特措法第24条第9項)

- ・催物(イベント等)の開催について、主催者に自粛を要請

### ○施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)

- ・一部の施設管理者に対し、施設の使用制限等を要請
- ・要請を行わない施設については、徹底した感染防止対策を要請

## II 対象施設一覧

### 1 休業要請を行う施設

#### (1) 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

#### (2) クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設（※床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域の施設を除く	<同上>
運動施設、遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域の施設を除く	

※西播磨地域：相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町

但馬地域：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

丹波地域：丹波篠山市、丹波市

### (3) イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設の種類	内 訳	要請内容
集会・展示施設 (貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)

### (4) 文教施設

施設の種類	内 訳	要請内容
文教施設	学校(大学等を除く)	<同上>

## 2 基本的に休業要請を行わない施設 ※適切な感染防止対策を要請

### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパー・マーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※営業時間については、午前5時から午後10時までの間を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 (宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

### (2) 社会福祉施設等

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育) 等  介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ※通所又は短期間入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請。

### 3 5月16日以降休業要請を行わない施設

※適切な感染防止対策を要請

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(参考2) 又は業界団体等が作成するガイドラインに基づき、適切な感染防止対策の徹底を要請 (今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討)
集会・展示施設	貸会議室	
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※西播磨・但馬・丹波地域以外の県立施設は除く。	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）	—	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 ※床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下 (クラスター発生施設等を除く)	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域は1,000m <sup>2</sup> 超の施設も休業要請を行わない。	
運動施設、遊技施設 ※床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下 (クラスター発生施設等を除く)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、屋外水泳場 等 ※西播磨・但馬・丹波地域は1,000m <sup>2</sup> 超の施設も休業要請を行わない。	

〔参考1－1〕「新しい生活様式」の実践例（第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年5月4日開催）  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋）

### （1）一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### （2）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



〔参考1－2〕「新しい生活様式」の実践例（第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年5月4日開催）  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋）

### （3）日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### （4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

## 〔参考2〕

### ＜業種ごとの感染拡大予防ガイドライン＞

#### 1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。  
高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。
- 参考:新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
  - ・エアロゾル(空气中に漂う微粒子)中では3時間以上
  - ・銅の表面では4時間まで
  - ・厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
  - ・ステンレススチール表面では48時間後まで
  - ・プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

## 2. 各業種に共通する基本的事項

### 2-1. 人と人との距離等:3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・人ととの接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。  
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・キャッシュレスの推進

### 2-2. 症状のある方の入場制限

- ・入場時の体温チェックの実施
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。  
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

### 2-3. 消毒等

- ・入口及び施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)の設置
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- ・手や口が触れるようなもの(カップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

## **2-4. トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)**

- ・便器内は通常の清掃で良い
- ・不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしごり等を準備する

## **2-5. 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)**

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

## **2-6. ごみの廃棄**

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う

## **2-7. 清掃・消毒**

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、  
不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。  
手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い

## 2-8. その他

- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

## 3. 業態による感染拡大を予防するための措置

### ①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- ・営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話をを行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

### ②百貨店・スーパー・マーケット等

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間を短くなるよう工夫すること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話をを行わないよう周知すること

### ③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと

### ④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
- ・滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

### ⑤遊技施設(パチンコ店)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

## ⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・施設内での飲食は控えること

## ⑦運動施設(屋外水泳場)

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・更衣室、シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

## ⑧大学等(大学・各種学校等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・リスクが高いと考えられる大学における実習(歯学部の実習等)には万全の注意を払うこと

## ⑨学習塾等(自動車学校)

- ・学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

## ⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

## ⑪博物館等(博物館・美術館・図書室等)

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

## ⑫博物館等(動物園・植物園等)

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- ・観察時や施設内の移動において、人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・密閉施設については適切な換気が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)

### ⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。  
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること

(飲食で使用する場合)

- ・営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話をを行わないよう周知すること

### ⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・店内等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な消毒や換気が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話をを行わないよう周知すること

## ⑯商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること  
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

## ⑰商業施設(スーパー・銭湯)

- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・浴槽等において人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・更衣室等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと

### (飲食コーナー)

- ・営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

令和2年4月7日

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年4月13日改定)

(令和2年4月17日改定)

(令和2年4月24日改定)

(令和2年4月28日改定)

(令和2年5月4日改定)

(令和2年5月15日改定)

※下線は前回からの変更箇所

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまで以上に国や市町等と連携・協力し、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく以下の緊急事態措置を実施する。

今後の感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、緊急事態措置の見直しを検討する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間 令和2年4月7日～令和2年5月31日

### III 緊急事態措置

#### 1 医療体制

##### (1) 入院体制

○現在、新型コロナウイルス感染症病床として、重症対応71床、中軽症対応444床の計515床を確保しており、当面の感染症病床は確保している。5月21日（緊急事態宣言延長後2週間）までは現行体制を維持するが、状況を見極め、見直しを検討する。

県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。

○感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。

あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

○がん患者、透析患者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

## (2) 無症状者や軽症者への対応

○患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。

- ・4/11～ ニチイ学館ポートアイランドセンター宿泊棟(100 室)
- ・4/13～ ホテルリブマックス姫路市役所前 (78 室)
- ・4/17～ ホテルヒューアイット甲子園西館 (200 室) (\*本館は通常営業中)
- ・4/30～ ホテルパールシティ神戸 (200 室)
- ・その他合わせて計 700 室超を確保している。

○今後、患者が増加した場合には、宿泊施設の一層の確保を図る。さらに患者が増加する場合には、感染症対策を徹底の上、自宅待機等での入院調整も検討する。

## (3) 外来医療体制の強化

○帰国者・接触者外来を 54 機関、設置している。

○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来の設置など、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

## (4) 検査体制の強化

○衛生研究所の体制強化や民間委託の推進等により、検査件数の増加を図る。

○濃厚接触者のうち、高齢者及び基礎疾患を有するなど重症化するおそれのある方については、きめ細やかな健康観察を行い、症状が現れると速やかに検査を行う。

## (5) 医療用マスク・防護服等の確保

○医療用マスクについては、国や団体、友好省等からの提供や寄贈により、県全体で概ね 7月下旬まで確保できているが、特に確保が困難な医療用マスク (N95) を中心に引き続き確保を図る。

○防護服等については、県全体では概ね 6月中旬まで確保できているが、防護服・ガウンを中心として、さらなる確保を図る。

## (6) 感染者受入医療機関等への支援

○ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。

# 2 学校等

## (1) 公立学校

緊急事態宣言が継続し、臨時休業を解除することはできない中、県立学校においては引き続き、オンライン等を活用した学習支援を行う。

① インターネット環境のない児童生徒に通信機能付きタブレットを無償貸与  
(5月15日現在401台)

② 学習支援アプリの導入状況：児童生徒約90,000人のうち、92.2%に導入（うち、全日制普通科・総合学科100%）

最近の県内及び近隣府県における感染状況等を踏まえ、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、また、児童生徒からの相談に対応できるよう、5月18日以降、

## 登校可能日を設定する。

引き続き、夏季休業期間の縮小を含めて、指導計画の再検討を行う。

緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化があった場合は、改めて、学校運営の方針を検討する。

市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）の設置者に対して、県の取組を周知する。

（幼稚園・幼稚園型認定こども園の預かり保育は必要に応じて設置者で判断）

なお、市町立学校・園等において登校可能日を設定する場合は、その際の学校運営方針を事前に県に連絡するよう依頼する。

## 県立学校における登校可能日の概要

### ①確認・相談内容

#### ア. 児童生徒の健康状態

##### イ. 家庭学習における課題や学習の進捗状況など

※授業は行わない。欠席する児童生徒に不利なことがないよう配慮

### ②日数等（全日制の場合）

<u>区分</u>	<u>第1・第2学区 (神戸・淡路、阪神南・ 阪神北・丹波地域)</u>	<u>第3・第4学区 (東播磨・北播磨、中 播磨・西播磨地域)</u>	<u>第5学区 (但馬地域)</u>
<u>区分</u>	<u>本県と同様に緊急事 態宣言の対象となっ ている大阪府等との 交流圏域にあること</u>		<u>(感染の発生がない)</u>
<u>日数の上限</u>	<u>週1日を上限</u>	<u>週1日を上限 25日の週から週2日 を上限</u>	<u>週2日を上限</u>
<u>登校方法</u>	<u>分散登校とする</u>		
<u>登校時間</u>	<u>通勤時間帯を避けること</u>		
<u>在校時間</u>	<u>3時間以内</u>		
<u>下校時間</u>	<u>16時までに全ての児童生徒は下校すること</u>		
<u>部活動</u>	<u>実施しない</u>		
<u>感染発生時</u>	<u>当該学校は登校を中止すること</u>		
<u>感染防止対策</u>	<u>5月1日付の文部科学省の通知等を踏まえ、別途、県で定めた感染防 止対策を徹底すること</u>		
<u>教職員の出勤</u>	<u>登校可能日の対応に必要な人数とすること</u>		

※定時制・通信制、特別支援学校においては、上記の基準を踏まえて、学校ごとに判断

## (2) 県内大学

○5月31日までとしていた臨時休業の要請を5月16日に解除。授業を開始する場合は、  
感染防止対策の徹底を要請

○県立大学は5月7日から全学で本格的に遠隔授業を実施しているが、感染防止対策を  
徹底した上で、遠隔授業と並行して実験・実習等から順次授業を開始

- 県立大学においては学生の負担軽減のため、以下の取組を実施
  - ・国の修学支援新制度における家計急変時の給付型奨学金支給・授業料等減免
  - ・県立大学独自の授業料等の減免の拡充、家計急変時の授業料等減免、授業料の納付猶予等

### (3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立幼稚園・幼稚園型認定こども園
  - 県立学校の取組と同様に、臨時休業を要請
  - なお、やむを得ない預かり保育は実施することも可
- 私立小中高、専修学校（高等課程）・高専
  - 県立学校の取組と同様に、臨時休業を要請
- 専修学校（高等課程除く）・各種学校
  - 5月31日までとしていた臨時休業の要請を5月16日に解除
  - 授業を開始する場合は、感染防止対策の徹底を要請

## 3 社会教育施設等

### (1) 県立施設

- 広場など屋外エリア及び駐車場を除き、引き続き、5月31日まで休館又は休業
- なお、西播磨、但馬、丹波地域においては、感染状況等を踏まえ、5月18日以降、順次開館
- 市町立施設について、設置者に対して県の取組を周知

### (2) 民間施設

- 開館する際には、感染防止対策を徹底するよう要請
- 感染防止対策
  - ・来館者多数の場合の入場制限
  - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
  - ・発熱チェック
  - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
  - ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
  - ・入館者の氏名・連絡先等の把握 等

## 4 社会福祉施設

### (1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請
- 通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能限り利用の自粛を要請
- 通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業者間の連携強化を要請
- 面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請

## (2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

## 5 県立都市公園等

- 赤穂海浜公園及び丹波並木道中央公園については、全ての公園施設を、5月18日以降順次開放
- その他の県立都市公園の屋外運動施設（付属するクラブハウス等は除く）は、5月18日以降順次開放。なお、屋内運動施設等及び遊具は、5月31日まで閉鎖。
- 下記の県立公園等について、屋外公園部分及び一部の屋内施設（西播磨、但馬、丹波地域）は5月18日以降、順次開園（感染防止対策等の準備が整い次第）
  - ・県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター
- 県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センターについては、5月31日まで閉園
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、5月31日まで駐車場の閉鎖（西播磨、但馬、丹波地域を除く）や利用自粛要請の看板設置により利用を制限

## 6 外出自粛要請（法第45条第1項）

- 「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指し、外出自粛を要請
  - ・特に、東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来の自粛
  - ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛
  - ・夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛
- 自粛の対象とならない外出の例は、次の通り  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩 等
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）が重なる懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

## 7 イベントの開催自粛要請等

- イベント・集会等については、集団感染のリスクが懸念され、人の密集が生じることなどから原則として、中止・延期を要請
- 開催の必要があると判断する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請

## 8 事業者への休業要請の見直し等（令和2年5月16日～）

### (1) 休業要請の見直し

- ・人の往来など社会経済的な交流が強い大阪府と休業要請の見直しのタイミングや範囲・内容について整合性を図り、以下の施設は休業要請を継続、その他の施設は解除
  - ① クラスター発生施設及び類似施設
    - ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
    - ・スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設、体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場

- ② 遊興施設 (1,000 m<sup>2</sup>超を対象。西播磨、但馬、丹波地域は面積にかかわらず解除)
- ③ 集会・展示施設 (集会場・公会堂・展示場・多目的ホール・文化会館)
- ④ 運動・遊技施設 (1,000 m<sup>2</sup>超を対象。西播磨、但馬、丹波地域は面積にかかわらず解除)
- ⑤ 学校 (大学等を除く)
- ⑥ 県立の博物館、美術館、図書館等 (西播磨、但馬、丹波地域を除く)

## (2) 社会生活を継続するうえで必要な施設の事業継続

- ・社会生活を継続するうえで必要な医療施設、スーパー・コンビニ等の生活必需物資販売施設、飲食店（朝5時から夜10時までの営業、酒類の提供は夜9時まで）、宿泊施設、交通機関、金融機関、官公署、メディア、葬儀場、理美容店等については、事業継続を要請
- ・保育所、学童クラブ、介護老人保健施設等についても、事業継続を要請（ただし、通所又は短期間入所の利用者は、家庭での対応が可能な場合には利用の自粛を要請）
- ・混雑時の適切な入場制限など、密を避ける感染防止対策を要請

## 9 事業継続等の要請

- 関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組を要請
  - ・在宅勤務（テレワーク）や、テレビ会議の利用などにより、原則として出勤者の7割削減
  - ・職場での「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避
  - ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
- 飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底
- 業界団体を通じ、スーパー・マーケット等における来店者の密接防止策の取組を要請
- 食料の安定供給については、関係者の事業継続を要請
- 事業者及び関係団体に対し、業種や施設の種別ごとに感染防止のためのガイドラインの作成等を要請

## 10 事業活動への支援等

### (1) 企業等の事業継続支援

#### ① 中小企業融資制度による対応

- ・融資目標額の引き上げ（3,600億円→1兆円（+6,400億円））
- ・5つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス対応無利子資金	3,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減
経営活性化資金	5,000万円	審査期間を短縮
借換資金	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応資金	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策資金	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

- ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用

## ② 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を進める

最大の給付額：中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円

(飲食店・宿泊業等については法人 30 万円、個人 15 万円)

## ③ 持続化給付金の活用

対象：売上が 50% 以上減少した事業者、上限額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円

## ④ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から特例措置により拡充

①助成率引上：大企業 1/2 → 2/3、中小 2/3 → 4/5 (解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小 10/10)

②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象

- ・4月10日以降申請書類の大幅な簡略化(①記載事項を約5割削減、②添付書類の削減等)

- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

## ⑤ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

## ⑥ 金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

### (2) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施

### (3) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予）
- ・住宅ローン控除（住民税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和2年度末まで）
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

### (4) 特別定額給付金の早期支給

- ・特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

## 11 海外からの帰国者への対応

○指定された場所（自宅など）での14日間の待機

○保健所等による健康観察への協力

○咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）への相談

○入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

## 12 風評被害対策等

○医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処

○医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

## 13 庁内の対応等

○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す

(在宅勤務システムの増強、同時利用人数の拡充)

○職員の感染予防対策

- ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
- ・50人以上の会議の原則自粛
- ・会議・打合せ等でのマスク着用
- ・テレビ会議システムの活用
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- ・各職場における感染防止策の徹底
- ・庁内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制強化

○感染者等への対応業務に従事した職員に対する特殊勤務手当の特例措置の実施

○市町職員の在宅勤務の活用による出勤者7割削減の要請